

山形県自転車ネットワーク計画について

○位置付け 山形県自転車活用推進計画(2019.8月策定)に位置付けた
取り組みを実践するための計画

○目的

県民や県外から訪れる観光客等の自転車利用を促進するため、市町村を跨ぐ広域のエリアを対象に、主要な観光地等を結び安全で快適な自転車通行空間を創出するサイクリングモデルルートを設定し、その整備方針やサイクリストの受入環境の整備方針等を定めます。

○期間

山形県自転車活用推進計画と同じく、長期的な展望を視野に入れつつ、2021年度までとします。

(国の自転車活用推進計画の見直し[2020年予定]を踏まえ、
山形県自転車活用推進計画と一緒に2021年度に見直す予定)

山形県自転車ネットワーク計画策定検討会

① **第1回検討会** (R1.11月15日)

- ◆検討会の設立、検討会の進め方の確認
- ◆サイクリングモデルルート設定の考え方の検討
- ◆自転車通行空間の整備・管理方針の考え方の検討
- ◆サイクリストの受入環境の現状、取組状況の確認
- ◆その他

【案内先】
総合支庁、市町村、警察署、
観光事業者、自転車関係者等

(R2.1/28(置賜)、1/30(村山)、2/3(最上)、2/4(庄内))で開催

県内4ブロック意見交換会

②

意見照会

意見等を反映した原案を作成

【意見交換のテーマ】

- ◇広域的なサイクリングモデルルート設定について
- ◇自転車通行空間の整備形態について
- ◇自転車通行空間の管理方針について
- ◇サイクリストの受入環境（事例紹介、情報発信）について

③ **第2回検討会** (R2.8月7日)

- ◆広域的なサイクリングモデルルート（原案）の検討
- ◆自転車通行空間の整備・管理方針（原案）の検討
- ◆サイクリストの受入環境の整備方針（原案）の検討
- ◆その他

④

意見照会

意見等を反映し、ネットワーク計画(案)を検討

※ 必要に応じて実施（大きな変更点がある場合など）

- ◇広域的なサイクリングモデルルート（原案）について
- ◇自転車通行空間の整備・管理方針（原案）について
- ◇サイクリストの受入環境の整備方針（原案）について

⑤ **第3回検討会** (R2.10月頃)

- ◆山形県自転車ネットワーク計画(案)の検討、確認
- ◆その他

⑥パブリックコメント(対象:一般県民等) R3.1月~2月

⑦ **山形県自転車ネットワーク計画の策定**

R3.2月頃策定

県版自転車ネットワーク計画 (広域ネットワーク)

県内外や国内外のサイクリスト・観光客等を主なターゲットとして、県内の複数の市町村を跨ぐ広域のエリアを対象に、主要な出発地と観光地等を結ぶ
広域的な自転車利用



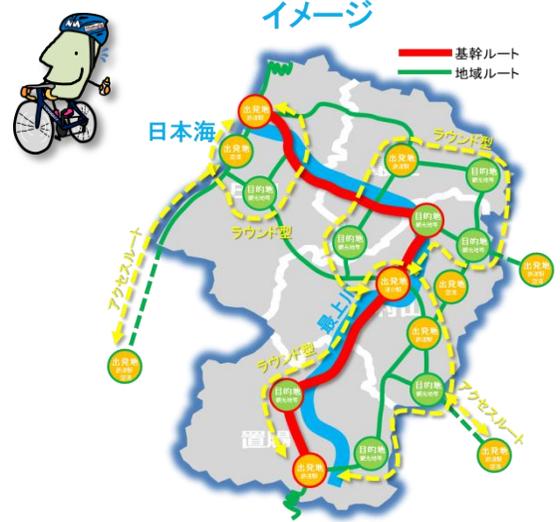
市町村版自転車ネットワーク計画

生活に密着した通勤・通学・買物等での利用のほか、市街地やその周辺の観光地を周遊するなどの比較的**短距離の自転車利用**



県版ネットワーク計画（広域ネットワーク）

『県版ネットワーク計画』では、県内4圏域それぞれのゲートウェイとなる出発地や主要な観光地等の目的地を最短で安全に通行できる『**広域的なサイクリングモデルルート**』を設定します。
基幹ルートと**地域ルート**の2種類でネットワークを構成します。



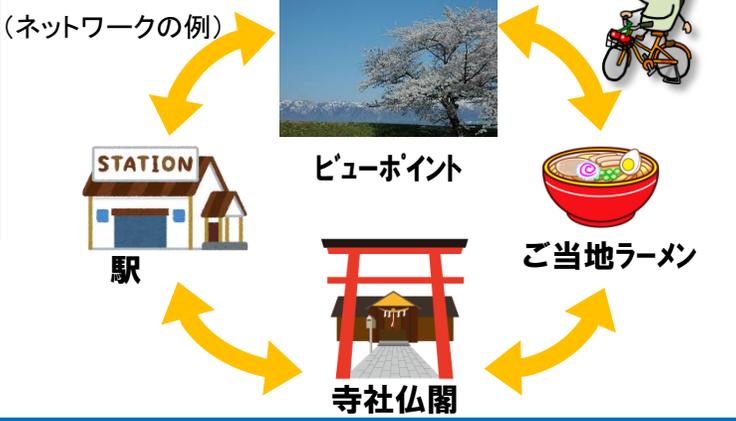
バスで例えるなら



都市間バスや高速バスが走行するネットワーク

市町村版ネットワーク計画 ※多様なニーズに対応する比較的短距離のネットワーク

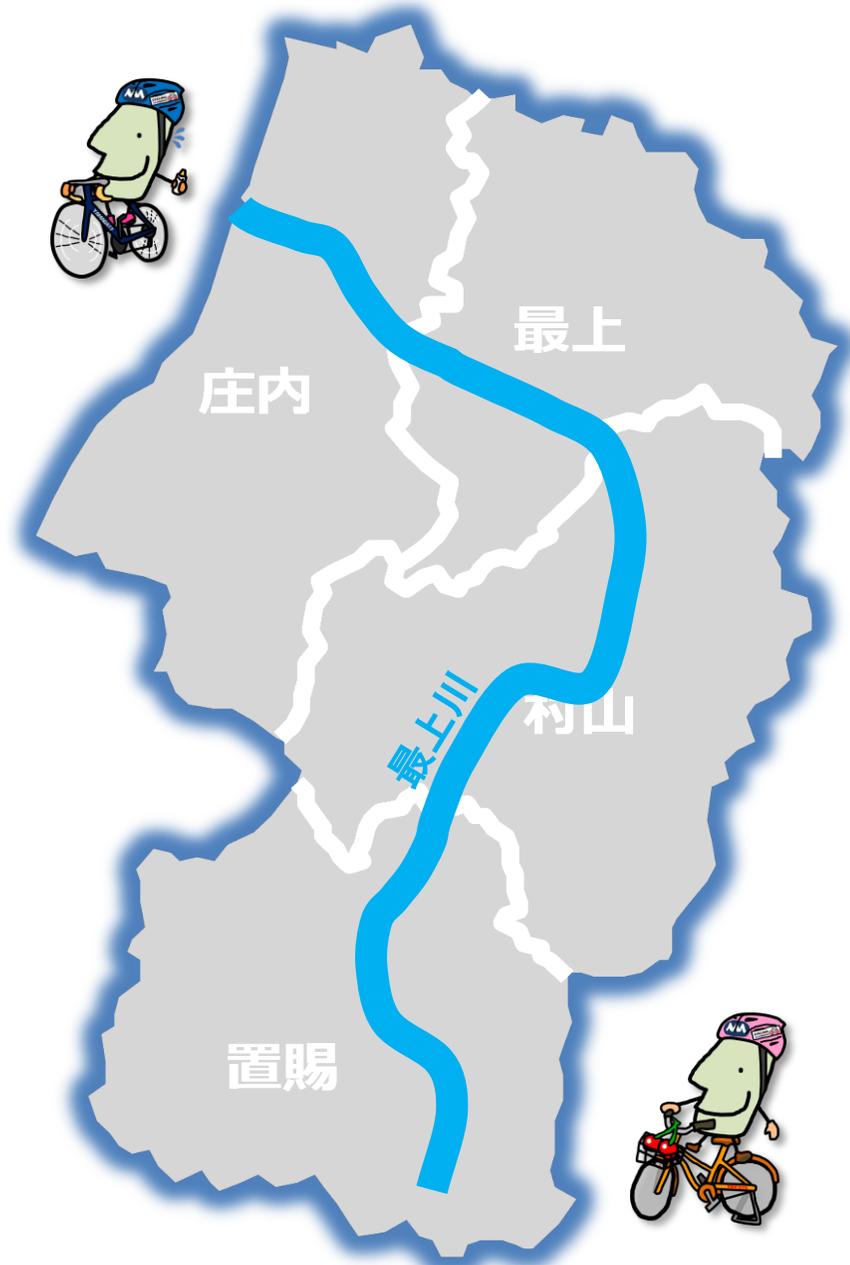
生活に密着した通勤・通学ルートのほか、地域資源を周遊するルート、風景やグルメを楽しむルートなど多様なネットワークが構築されることを期待しています。



バスで例えるなら



多様なニーズに応える路線バスが走行するネットワーク



『広域的なサイクリングモデルルート』とは、県内の主要な観光地等を巡るサイクリングに適したモデルとなる広域のルートとして、主に既存の国道や県道を選定するものです。

このルートに対する、自転車の走行環境や安全性の改善を進めていきます。

※市町村内で完結するまちなか等のルートについては、今回の『広域的なサイクリングルート』の対象としておりません。

『広域的なサイクリングモデルルート』のイメージ

『広域的なサイクリングモデルルート』は複数の市町村を跨ぐ広域のエリアを対象に、県内の主要な観光地等を結ぶルートで、「**基幹ルート**」と「**地域ルート**」から構成されています。

